

## 清涼飲料水の規格基準と残留農薬等の ポジティブリスト制度との整合について（案）

### 1. 経緯及び現状

平成 15 年の食品衛生法改正に基づき、食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（農薬等）について、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度（以下「ポジティブリスト制度」という。）が、平成 18 年 5 月 29 日から施行された。

ポジティブリスト制度はすべての食品を対象としており、現在、清涼飲料水については以下①～④の規格基準が設定されているほか、⑤のとおり運用されている。

- ① 清涼飲料水を含むすべての食品に対して、毒性（発がん性等）の観点から 19 農薬等について「不検出」基準を設定
- ② ミネラルウォーター類に対して、WHO 飲料水水質ガイドラインに基づき、33 農薬について基準値を設定
- ③ 一部の清涼飲料水に対して、コーデックス規格の加工食品の分類に基づき、1～3 農薬について基準値を設定
- ④ ①～③以外の農薬等については、一律基準（0.01ppm）を適用
- ⑤ 清涼飲料水の原水については、ポジティブリスト制度の規制対象から除外

なお、⑤の運用については、清涼飲料水の原水が食品衛生法以外の法規制を受ける場合があること等から、清涼飲料水の規格基準の改正を検討する際に整理されることを前提に、従前の取扱いを継続しているものである。

一方、清涼飲料水中の農薬については、別途、平成 15 年 7 月 1 日付けで食品安全委員会に農薬 93 項目の食品健康影響評価を依頼し、現在までに 11 項目の評価結果を受理している（別紙参照）。

### 2. 対処方針

- (1) 清涼飲料水の残留農薬に係る規制については、引き続き、ポジティブリスト制度に基づき設定された規格基準によることとする。
- (2) 清涼飲料水の原水の残留農薬に係る規制については、原水として使用する水が遵守すべき法規制に従うこととする。
- (3) 食品安全委員会に対して清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価を依頼した農薬 93 項目については、評価依頼内容の見直しを行う。

(別紙) 清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価を依頼した農薬

評価結果	項目	ミネラルウォーター類 残留基準(ppm)
	1,2-ジプロプロモ-3-クロロプロパノール	0.001
	1,2-ジプロプロモエタン	0.0004
	1,2-ジクロロプロパノール	0.04
	1,3-ジクロロプロパノール(D-D)	0.02
	2,4-D	0.03
	2,4-DB	0.09
	2,4,5-T	不検出
	DDT 及び代謝物	0.001
	EPN	
	MCPA	0.002
	アシュラム	
	アセフェート	
○	アゾキシストロピリン	
	アトラジン	0.002
	アラクロール	0.02
	アルジカルブ	0.01
	アルトリン/テイルトリン	0.00003
	イソフェンホス	
○	イソプロカルブ(MIPC)	
	イソプロロン	0.009
	イプロシオン	
	イミノタジン酢酸塩	
	エスプロカルブ	
	エディフェンホス(EDDP)	
	エトフェンプロックス	
	エントスルファン	
	エントリン	0.0006
○	カフェンストール	
	カルバリル(NAC)	
○	カルプロハミト	
	カルボフラン	0.007
	キャブタン	
	グリホサート	
	クロルテブ	0.0002
○	クロルピリホス	0.03
	クロタロニル(TPN)	
	クロトルロン	0.03
	シアナジン	0.0006
	ジウロン(DCMU)	
	ジクロルボス(DDVP)	
	ジクロプロロップ	0.1
	ジクワット	
	ジメトエート	0.006
	シメトリン	
	シマジン(CAT)	0.002
	ダイアジノン	
○	ダイムロン	

評価結果	項目	ミネラルウォーター類 残留基準(ppm)
	ダラホノ	
	チウラム	
	チオジカルブ	
	チオファネートメチル	
	テニルクロール	
	テルブチラジン	0.007
	トリクロピル	
	トリクロホスメチル	
	トリクロホソ(DEP)	
	トリシラゾール	
	トリフルリン	0.02
○	ハロスルフロメチル	
	ビフェノックス	
○	ビリブチカルブ	
○	ビリブロキシフェン	0.3
	フェニトロチオン(MEP)	
	フェノプロップ	0.009
	フェンチオン(MPP)	
	フェントエート(PAP)	
	ブタミホス	
○	ブプロフェジン	
	ブサスルフロ	
○	フルトラニル	
	ブレチラクロール	
	ブロシミト	
	ブロピコナゾール	
	ブロピサミト	
	ヘキサクロロベンゼン	
	ベノミル	
	ベンシクロ	
	ベンスルフロメチル	
	ベンタクロプロフェノール	0.009
	ベンタゾン	
	ベンテイメタリン	0.02
	ホセチル	
	マラソン(マラチオン)	
	メコプロップ(MCPP)	0.01
	メゾミル	
	メタラキシル	
	メチダチオン(DMTP)	
	メトキシクロ	0.02
	メトラクロ	0.01
○	メフェナセト	
	メプロニル	
	モリネート	0.006
	リンテソ	0.002

\* 残留基準値はWHO飲料水水質ガイドラインに準拠